

東郷町議会基本条例の説明

条文	解説
<p>東郷町議会基本条例</p> <p>目次</p> <p>前文</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 町民との約束（第2条—第5条）</p> <p>第3章 議会の責務及び活動原則（第6条—第11条）</p> <p>第4章 議員の責務及び活動原則（第12条—第14条）</p> <p>第5章 議会と町長等との関係（第15条—第19条）</p> <p>第6章 議会の機能強化（第20条—第24条）</p> <p>第7章 議員の政治倫理（第25条）</p> <p>第8章 議員の定数（第26条）</p> <p>第9章 議員の報酬（第27条）</p> <p>第10章 最高規範性及び条例の見直し（第28条・第29条）</p> <p>附則</p>	
<p>わたしたちのまち東郷町は、町民が主役となって「明日にはばたく」、「ふるさと東郷」を実現することを東郷町自治基本条例で高らかに宣言しました。町民から選挙により選ばれた議員は、同じく町民から選挙により選ばれた町長とともに、日本国憲法に基づき二代表制のもと、東郷町の代表</p>	<p><b>趣旨</b></p> <p>前文は、東郷町議会基本条例（議会基本条例）の制定目的を明らかにし、東郷町議会が将来目指すべき姿を示すものです。</p> <p><b>説明</b></p> <p><b>第1段落</b></p>

機関を構成しています。

議会は、複数の議員で構成された合議体として、町長その他の執行機関との役割の違いを踏まえ、町長との緊張感を保ちながら町政の論点と争点を明確にすべく、町民とともにある「開かれた議会」にするための改革に取り組んできました。このことにより、町民福祉の増進と地域の発展につながる最良の結論を導き出し、健康で幸せに暮らし続けられる「ふるさと東郷」の実現を町民とともに目指してきました。

国から地方への権限移譲が進み、自治体の枠を超えた広域的な連携が進む中で、町民の意思を反映した最良の結論を得るための議会の役割はますます重要になっています。このような認識のもと、議会は、改革の歩みを決して止めず、町民とともにありつづけることを決意し、議会のあるべき姿を明らかにするため、この条例を制定します。

東郷町のまちづくりにおいて最も重視すべき条例であり、議会も法令の範囲内でその趣旨を最大限に尊重しなければならないと位置付けられた「東郷町自治基本条例」は、町民が主役のまちづくりを進めることを宣言しています。選挙で町民から選ばれた議員は、町の代表機関である議会を構成しています。同じく選挙で町民から選ばれた町長も町の代表機関です。東郷町などの市町村や、都道府県など地方自治体に、選挙で直接選ばれた代表機関が2つあることは憲法第93条で決められていますが、これを「二元代表制」と呼びます。国政では選挙で選ばれた議員の中から行政の長である内閣総理大臣が選ばれますが、こうした地方自治体での議会のあり方を改めて示しています。

### 第2段落

議会は、それぞれ異なった考えを持つ複数の議員で構成された合議体として、多様な民意を背景に、町政の課題を明らかにし福祉の増進と地域の発展につながる結論を導き出すことによって、健康で幸せに暮らし続けられる東郷町の実現を目指してきました。これは1人だけ選ばれる町長にはない議会の特徴です。

町政の課題についての的確な議論がなされるための前提として、「町民に開かれた議会」であることが重要であり、東郷町議会はこれまでに、議論を分かりやすくするため、「一問一答方式」による質問の導入、「議会だより」の発行、インターネットでの会議録の公開などの改革を進めてきました。

### 第3段落

国から地方への権限移譲、東郷町だけではなく他の自治体とも連携すべき課題が増える中で、今後、議会の役割はますます重要になっていきます。こうした中で、これまで進めてきた改革を継続する決意を表明し、あるべ

	き議会の姿を示すという議会基本条例の制定目的を明らかにしています。
<p>第1章 総則 (目的)</p> <p>第1条 この条例は、東郷町議会（以下「議会」という。）と町民との約束、議会及び東郷町議会議員（以下「議員」という。）の責務及び活動原則並びに議会と町長その他の執行機関（以下「町長等」という。）との関係を明らかにし、公正で民主的かつ町民に開かれた分かりやすい議会を実現し、もって持続的な町民福祉の増進に寄与することを目的とする。</p>	<p><b>趣旨</b> 前文を受け、議会基本条例制定の目的を明記します。</p> <p><b>説明</b> 議会と町民との約束、議会と議員の責務と活動原則、議会と町長等の執行機関*との関係を明記し、町民に開かれた議会の実現によって持続的な町民福祉の増進につなげるために議会基本条例を制定します。 *執行機関…町長、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価委員会</p>
<p>第2章 町民との約束 (活動内容の公開)</p> <p>第2条 議会は、議会の活動に関し情報公開を徹底し、説明責任を果たすものとする。</p>	<p><b>趣旨</b> 議会活動の公開の徹底と議会の説明責任を明記します。</p> <p><b>説明</b> 議会のあらゆる活動は、公開されることを前提としてなされます。また議会の活動について、議会は説明する責任があります。</p>
<p>(町民からの意見)</p> <p>第3条 議会は、町民からの声を聴く場を設けるため、議会報告会及び意見交換会を開催し、各種団体等との懇談等を行うものとする。</p> <p>2 議会は、議案の審議等において、参考人の招致、公聴会の制度等を積極的に活用し、町民の意見を議会の議論に反映させるよう努めるものとする。</p>	<p><b>趣旨</b> 議会が町民の意見を聴く場を設けることと、議会審議での参考人・公聴会の活用について明記します。</p> <p><b>説明</b> 第1項 議会は、議会がこれまで開催してきた「議会報告会・意見交換会」、「駐在員・区長・自治会長との意見交換会」、常任委員会が開催してきた消防団など各種団体との懇談を行います。</p>

	<p>第2項</p> <p>議会は、議案の審議等で、利害関係者や学識経験者など参考人の招致、町民から賛否の意見を聴き参考にする公聴会制度などを積極的に活用し、町民の意見を議会の議論に反映させるよう努めます。</p>
<p>(知る権利の保障)</p> <p>第4条 議会は、審議内容についての資料を公開するものとする。</p> <p>2 議会は、可能な技術を使い、会議（本会議、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条の規定による常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会並びに同法第100条第12項の規定による全員協議会をいう。以下同じ。）の模様を配信するよう努めるものとする。</p> <p>3 議会は、審議過程を分かりやすく伝えるため、議会広報紙を発行するよう努めるものとする。</p> <p>4 議会は、議案、請願等に対する全議員の賛否を明らかにしなければならない。</p>	<p><b>趣旨</b></p> <p>議会在、審議の結果を審議内容、審議過程とあわせ、公開することを明記します。</p> <p><b>説明</b></p> <p>第1項</p> <p>議会は、条例や予算などの議案等に関する資料を公開します。</p> <p>第2項</p> <p>議会は、本会議をはじめとする会議の模様の映像などを可能な技術を使って配信するよう努めます。</p> <p>現在は、本会議の一般質問と常任委員会の録画映像、本会議の会議録がインターネットで配信され公開されています。</p> <p>第3項</p> <p>議会は、議会の様子を分かりやすく伝えるための印刷物の発行に努めます。</p> <p>現在は1年に4回の「とうごう議会だより」と、「とうごう議会だよりエクスプレス版」が発行されています。</p> <p>第4項</p> <p>議会は、議会での議決における全議員の賛否を明らかにしなければなりません。</p>
<p>(請願及び陳情)</p>	<p><b>趣旨</b></p>

<p>第5条 議会は、請願及び陳情を町民からの政策提言と受け止め、取り扱わなければならない。</p> <p>2 議会は、請願及び陳情の提出者の意見陳述の場を設けるよう努めなければならない。</p>	<p>町民から提出される請願と陳情の取り扱いについて明記します。</p> <p><b>説明</b></p> <p>第1項 議会は、議会に提出された請願と陳情を議会に対する政策提言と認識し、取り扱わなければならない。</p> <p>第2項 議会は、請願及び陳情の審査において、請願及び陳情の提出者が意見を述べる場を設けるよう努めます。</p> <p>なお「設けなければならない」と義務規定化せず、「設けるよう努めなければならない」と努力規定とした理由は、請願及び陳情の提出者が必ずしも意見陳述を希望するわけではないことに配慮したものです。</p>
<p>第3章 議会の責務及び活動原則 (議会の責務)</p> <p>第6条 議会は、町民の信託に基づく代表機関としての役割を認識し、町の重要な政策を決定し、執行機関の事務の執行の監視又は評価を行わなければならない。</p>	<p><b>趣旨</b> 議会の責務を明記します。</p> <p><b>説明</b> 議会は、選挙で町民に選ばれた議員から構成された代表機関として、町の政策を決定し、町長等の事務の執行が適切か否かを監視、評価しなければならない。</p>
<p>(公開の原則)</p> <p>第7条 議会は、秘密会を除き、会議の経過及び結果を公開しなければならない。</p> <p>2 議会は、秘密会を除き、会議を傍聴する権利を保障するよう努めなければならない。</p> <p>3 議会は、前項の目的を達成するため、会議の日程をあら</p>	<p><b>趣旨</b> 議会の会議は全て公開するという原則を明記します。</p> <p><b>説明</b></p> <p>第1項 議会は、秘密会*を除き、議会の会議の経過と結果を公開しなければならない。</p>

<p>かじめ公表するよう努めなければならない。</p>	<p>第2項          議会は、秘密会を除き、会議を傍聴する権利を保障するよう努めなければなりません。          努力規定としたのは、座席数など物理的な要因で、全ての傍聴希望者が傍聴できるわけではないという事態を想定したものです。</p> <p>第3項          議会は、傍聴する権利を保障するために、会議の日程をあらかじめ公表するよう努めます。ただし、時間的要因などで全ての日程が公表できない場合が想定されるため、努力規定にとどめています。</p> <p>*秘密会…地方自治法第115条で議事の公開の原則が定められていますが、その例外として、議会が一般住民に公開することが不相当と認めるときは、秘密会という公開しない会議を開くことが定められています。秘密会の内容は、傍聴が認められないことはもちろん、記録も公開されず、出席した議員と職員は内容について他に漏らしてはなりません。秘密会は、議長又は議員3人以上が提案し出席議員の3分の2以上の多数が賛成したときに開くことができますが、議事公開の原則の趣旨から、必要以上に開くことは許されません。なお、東郷町議会で秘密会が開かれた例はありません。</p>
<p>(公正な議会の運営等)          第8条 議長は、公平公正な議会の運営を行うものとする。          2 議長に立候補した議員は、議長選挙の際、会議で全議員に自らの所信を述べなければならない。</p>	<p>趣旨          公正な議会の運営について明記します。</p> <p>説明          第1項          議長は、公平公正な議会運営を行います。</p>

	<p>第2項</p> <p>議長になろうとする議員（立候補者）は、立候補者が公正公平な議会の運営を行うか否かを他の議員が判断できるよう、公開された会議で自らの所信を述べなければなりません。</p> <p>東郷町議会では、全員協議会で立候補者が所信を述べた後、本会議で議長選挙を行っています。</p>
<p>（政策の立案及び提言）</p> <p>第9条 議会は、積極的に政策の立案及び提言を行うものとする。</p>	<p><b>趣旨</b></p> <p>議会の政策立案と提言について明記します。</p> <p><b>説明</b></p> <p>議会は町長等の政策について議論するだけでなく、議会として政策立案と政策提言を行います。</p>
<p>（議員間の討議）</p> <p>第10条 議会は、政策及び議会内での活動に関し、議員間の自由な討議の場を設けるものとする。</p>	<p><b>趣旨</b></p> <p>議員どうしの議論について明記します。</p> <p><b>説明</b></p> <p>議会は、政策や議会のあり方などについて、議員どうしで討議する場を設けます。</p>
<p>（不断の改革）</p> <p>第11条 議会は、議会の機能の強化及び円滑で効率的な議会運営のため、時流を捉えて絶えずその改革に努めなければならない。</p>	<p><b>趣旨</b></p> <p>議会を改革し続けることについての議会の姿勢を明記します。</p> <p><b>説明</b></p> <p>議会は、議会の機能強化と効率的な議会運営のため、現状に甘んじることなく、絶えず改革に努めなければなりません。</p>
<p>第4章 議員の責務及び活動原則</p> <p>（発言の責務）</p> <p>第12条 議員は、議会が言論の府であることを認識し、自</p>	<p><b>趣旨</b></p> <p>言論の府である議会の一員としての議員の役割について明記します。</p>

<p>身の考えを明らかにする発言に努めなければならない。</p> <p>2 議員は、議会が合議制の機関であることを十分に認識し、議員間の自由な討議を重んじなければならない。</p>	<p><b>説明</b></p> <p>第1項 議会は言論の府であり、その一員である議員は自らの考えを明らかにするために発言に努めなければなりません。</p> <p>第2項 議員は、議会が多様な民意を背景に選ばれた多様な議員で構成された合議体であることを認識し、議員どうしの自由な討議を重んじなければなりません。</p>
<p>(議員の活動原則)</p> <p>第13条 議員は、次の各号に掲げる原則に基づき活動するものとする。</p> <p>(1) 町民の代表として選ばれていることを自覚すること。</p> <p>(2) 議会での発言及び表決のために町民の声に耳を傾けること。</p> <p>(3) 議会での活動及び自身の考えについて情報発信すること。</p> <p>(4) 議会での発言及び表決に資するための自己研さんに努めること。</p> <p>(5) 一部の団体や地域の課題の解決にとどまらず、町民全体の福祉増進のために活動すること。</p>	<p><b>趣旨</b> 議員の活動原則を明記します。</p> <p><b>説明</b></p> <p>(1) 議員は、町民から選挙で選ばれた代表であるとの自覚を持ち活動します。</p> <p>(2) 議員は、町民の意見を聴いた上で、議会での発言と意思表示を行います。</p> <p>(3) 議員は、議会での活動と自分自身の考えについて、情報発信します。</p> <p>(4) 議員は、議会での発言と意思表示に役立てるための自己研さんに努めます。</p> <p>(5) 議員は、一部の団体や地域の代表ではなく、町民全体の代表として、町民全体の福祉増進のために活動します。</p>
<p>(会派)</p> <p>第14条 議員は、理念にもとづき会派を結成することができる。</p>	<p><b>趣旨</b> 議会内で結成される会派について明記します。</p> <p><b>説明</b></p>

<p>2 会派は、理念を明らかにしなければならない。</p> <p>3 会派は、政策の立案、提言等に関し、必要に応じて会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。</p> <p>4 会派に関し必要な事項は、別に定める。</p>	<p>第1項 議員は、理念に基づき会派を結成することができます。</p> <p>第2項 会派は、理念を明らかにしなければなりません。</p> <p>第3項 会派は、政策の立案、提言等について、他の会派との合意形成に努めます。</p> <p>第4項 会派についての具体的な取り決めについては別に定めます。</p> <p>参考 東郷町議会会派要綱（抜粋） （趣旨）</p> <p>第1条 この要綱は、東郷町議会の会派について、必要な事項を定めるものとする。 （会派の定義）</p> <p>第2条 東郷町議会議員（以下「議員」という。）は、政策集団として町政に関する調査研究、政策立案等を行うことにより、町民福祉の向上に資することを目的として、会派を結成することができる。</p> <p>2 会派は、1人以上の議員をもって構成することができる。 （会派の綱領の制定及び公表）</p> <p>第5条 会派は、その会派活動の指針や目指すべき政策等を示す綱領を制定し、町民に公表するように努めるものとする。 （会派と議会運営）</p> <p>第6条 議員は、議会運営にあたって、会派に属さない議員の発言権等が</p>
---	--

	<p>制約されることがないように配慮しなければならない。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p>
<p>第5章 議会と町長等との関係 (議決すべき事件の拡大)</p> <p>第15条 地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、基本構想(東郷町自治基本条例(平成25年東郷町条例第36号)第13条第3項の規定により定める総合計画のうち、町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想をいう。)及び基本計画(基本構想を実現するための基本的な計画で、町政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるものをいう。)の策定、変更又は廃止とする。</p>	<p><b>趣旨</b></p> <p>都道府県と市町村の議会は、地方自治法第96条第1項の規定により、条例の改廃、予算を定めることなど15項目を議決します。一方、同条第2項の規定により、都道府県と市町村は、第1項で規定されていないことでも、議会が議決することを条例で定めることができます(議決すべき事件の拡大)。東郷町の議決すべき事件の拡大について明記します。</p> <p><b>説明</b></p> <p>東郷町の地方自治法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件は、基本構想(東郷町自治基本条例第13条第3項の規定に定める総合計画のうち、町における総合的かつ計画的な行政の運営を図るために定める構想)と、基本計画(基本構想を実現するために定める基本的な計画で、町政全般に係る政策及び施策の基本的な方向を総合的かつ体系的に定めるもの)の策定、変更、廃止とします。</p> <p>同法第96条第2項の規定に基づく議会の議決事件の範囲をどの程度拡大するかについては今後の検討課題ですが、東郷町のまちづくりで最も重視すべき条例である東郷町自治基本条例第3条第2項には「議会及び町は、町の他の条例、規則等の制定改廃及び運用、まちづくりに関する計画の策定、変更その他町政運営の基本的事項を定めるときは、この条例の趣旨を尊重し、この条例との整合を図らなければならない」と、議会のまちづくりに関する計画への関与について明記されているため、同条例第13条第</p>

	3項の規定による基本構想と基本計画を議会の議決すべき事件とすることとしました。
(政策等の形成過程の説明要求) 第16条 議会は、町長等が議会に政策、計画、事業等（以下「政策等」という。）を提案するときは、政策等の形成過程の説明を求めるものとする。	<b>趣旨</b> 議会在、町長等から提案される政策等の形成過程の説明を求めることについて明記します。 <b>説明</b> 議会は、町長等の執行機関が議会に政策等を提案するときに、政策等の内容だけではなく、政策等の形成過程の説明を求めます。
(情報の共有) 第17条 議会は、政策等の審議過程で町長等から得た情報を町民共有の財産と考え、取り扱わなければならない。	<b>趣旨</b> 議会在町長等から得た情報についての取り扱いを明記します。 <b>説明</b> 議会在、町長等から得た情報を町民共有の財産と考え、町民と共有するよう取り扱わなければなりません。
(町長等との緊張関係) 第18条 議会在、町長等と緊張感のある関係の保持に努めなければならない。	<b>趣旨</b> 議会在町長等との関係について明記します。 <b>説明</b> 議会在、町長等の執行機関から独立した機関であり、町長等とは緊張感のある関係の保持に努めなければなりません。
(確認の機会) 第19条 議長並びに議会運営委員会、常任委員会及び特別委員会の委員長は、会議等における審議又は審査の充実を図るため、会議等の論点等を明確にする必要があると認めるときは、町長等に対し、議員及び委員の発言の主旨に対する確認の機会を設けることができる。	<b>趣旨</b> 議員の発言内容について、町長等が確認する機会を設けることを明記します。 <b>説明</b> 議員が会議で町長等に質問・質疑などの発言をするとき、その内容が町長等に伝わっていなければ、町長等が的確な答弁をすることは困難です。

	<p>そのため、会議を運営する議長、委員長は、町長等が議員の発言の主旨について確認する機会を設けることができます。</p> <p>他の議会の議会基本条例では、「反問権」という語が使われていますが、反問権には</p> <p>①議員の発言の背景についての疑義を問い質すもの ②議員の発言の主旨を確認するもの</p> <p>があり、多くの議会では②の意味で「反問権」という語が使われています。</p> <p>これまで東郷町議会は、②の意味での「反問権」に当たる「確認権」を、町長等が行使する機会を設けてきました。</p> <p>東郷町議会では、①の意味での「反問権」を決めるべきだという意見もありましたが、議員が行う質問・質疑などの発言は町長等の見解を明らかにするためのものであるとして、従来の「確認権」を「確認の機会」として明文化することとしました。</p>
<p>第6章 議会の機能強化 (予算の確保)</p> <p>第20条 議会は、議事機関としての機能を充実するため、必要な予算の確保に努めるものとする。</p>	<p><b>趣旨</b> 議会の機能強化について明記します。</p> <p><b>説明</b> 議会は、議事機関としての機能を充実するために必要な予算の確保に努めます。</p>
<p>(議会図書室の充実)</p> <p>第21条 議会は、議会図書室を設置し、時代に即した機能強化を図るよう努めるものとする。</p>	<p><b>趣旨</b> 議会図書室の充実について明記します。</p> <p><b>説明</b> 東郷町議会は、地方自治法第100条第19項の規定に従い、議会図書室を設置しています。資料の保管機能にとどまらず、検索機能の強化など、</p>

	時代に即した機能強化に努めます。
<p>(議会事務局の体制整備)</p> <p>第22条 議会は、議会の政策提案機能、立法機能、監視機能及び調査機能を補助させるため、議会事務局の体制を整備するものとする。</p> <p>2 議会は、議員の政策形成及び立案能力を高めるため、議会事務局の調査及び法務機能を積極的に強化するものとする。</p>	<p><b>趣旨</b> 議会事務局について明記します。</p> <p><b>説明</b> 第1項 議会は、議会の政策提案機能、調査機能等を補助する議会事務局の体制を整備します。</p> <p>第2項 議会は、議員の能力向上のために、議会事務局の調査機能等を強化します。</p>
<p>(研修)</p> <p>第23条 議会は、この条例の理念を議員間で共有するため、議員の任期開始後、速やかに、この条例のほか議会関係諸法令等に関する研修を行うものとする。</p> <p>2 議会は、議員の政策立案能力、資質等の向上のため、議員研修の充実及び強化を図るものとする。</p>	<p><b>趣旨</b> 議員の研修について明記します。</p> <p><b>説明</b> 第1項 議会基本条例を制定しても、議員が理解していなければ意味がありません。議会は、議員が選挙で選ばれた後、速やかに議会基本条例をはじめとする議会関係の法令等についての研修を行います。</p> <p>第2項 議会は、議員の資質向上のために議員が参加する研修の充実・強化を図ります。</p>
<p>(政務活動費)</p> <p>第24条 議員は、東郷町議会における政務活動費の交付に関する条例(平成24年東郷町条例第1号)に規定する政務活動費について、議員の政策形成能力の向上及び議</p>	<p><b>趣旨</b> 政務活動費について明記します。</p> <p><b>説明</b> 議員は、東郷町議会における政務活動費の交付に関する条例で定める政</p>

<p>会の審議機能の強化のために活用することができる。</p>	<p>務活動費を、議員の能力向上と議会の審議機能の強化のために活用できます。</p>
<p>第7章 議員の政治倫理 (政治倫理) 第25条 議員は、東郷町議会議員政治倫理条例(平成27年東郷町条例第19号)に定めるところにより、町民の代表者として、その倫理性を常に自覚し、人格及び倫理の向上に努めなければならない。</p>	<p><b>趣旨</b> 議員の政治倫理について明記します。 <b>説明</b> 議員は、東郷町議会議員政治倫理条例で定めるところにより、町民の代表者として人格と倫理の向上に努めなければなりません。</p>
<p>第8章 議員の定数 (議員の定数) 第26条 議員の定数は、町政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を考慮し、行財政改革の視点だけでなく、多様な町民の意見を十分に町政に反映できるよう定めなければならない。 2 議会は、議員定数を変更しようとするときは、その理由について説明責任を果たした上で提案しなければならない。</p>	<p><b>趣旨</b> 議員の定数について明記します。 <b>説明</b> 第1項 議員の定数については、東郷町議会でも「行財政改革」の視点から減らすべきとの議論がなされ、減らされてきましたが、そのような視点だけではなく、町政の現状・課題と将来の予測・展望を考慮し、多様な町民の意見が町政に反映されるように決めなければなりません。 第2項 議会在議員の定数を変えようとするときには、明確な理由を示した上で提案しなければなりません。</p>
<p>第9章 議員の報酬 (議員の報酬) 第27条 議員の報酬の額は、東郷町特別職報酬等審議会条例(昭和43年東郷町条例第17号)第1条に規定する</p>	<p><b>趣旨</b> 議員の報酬について明記します。 <b>説明</b></p>

<p>東郷町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）の答申を尊重し、社会経済情勢並びに町政の課題及び将来展望を踏まえ、議員に求められる役割、責務等とともに町の財政状況等を十分に考慮したものとする。</p> <p>2 議会は、議員の報酬の額を変更しようとするときは、その理由について説明責任を果たし、審議会に諮問した上で提案しなければならない。</p>	<p>第1項 議員の報酬の金額は、東郷町特別職報酬等審議会（審議会）の答申を尊重し、社会経済の情勢、町政の課題、将来の展望を踏まえ、議員の役割、責務、町の財政状況を考慮した額とします。</p> <p>第2項 議会在議員の報酬の額を変えようとするときは、明確な理由を示し、審議会の意見を聞かなければなりません。</p>
<p>第10章 最高規範性及び条例の見直し （最高規範性）</p> <p>第28条 この条例は、東郷町自治基本条例（平成25年東郷町条例第36号）第8条に定められた「議会の責務」を果たすためのものであり、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例等を制定し、又は改廃するときは、この条例の趣旨に反してはならない。</p>	<p><b>趣旨</b> 東郷町議会基本条例の位置付けについて明記します。</p> <p><b>説明</b> 議会基本条例は東郷町自治基本条例第8条で定められた「議会の責務」を果たすための議会における最高規範です。議会在、議会に関する条例を決めるときには、議会基本条例の趣旨に反しないようにしなければなりません。</p>
<p>（条例の見直し）</p> <p>第29条 議会は、常に町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営に係る不断の評価及び改善を行い、必要があると認めたときは、この条例の規定を検討し、その結果に基づき適切な措置を講じなければならない。</p> <p>2 議会は、議員の一般選挙を経た任期開始日から4年を超えない期間ごとに、この条例の目的の達成状況を検証し、適切な措置を講じなければならない。</p>	<p><b>趣旨</b> 議会基本条例の見直しについて明記します。</p> <p><b>説明</b></p> <p>第1項 議会在、町民の意見、社会情勢の変化等を勘案し、議会運営の評価と改善を行い、この条例の内容を検討し、必要に応じこの条例の改正などについて検討しなければなりません。</p> <p>第2項 議会在、議員の一般選挙後の任期開始日から4年を超えない期間ごとに、</p>

	<p>この条例の目的が達成されているかどうかを検証し、必要に応じ適切な措置をしなければなりません。なお、一般選挙で選ばれた議員の任期は4年間です。</p>
--	---